

番号：140673
国名：南アフリカ共和国
担当：南アフリカ共和国事務所
案件名：算数教育政策アドバイザー業務

1. 担当業務

- (1) 担当業務：算数教育政策アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間

- (1) 全体期間：2014年9月下旬から2016年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内1.20M/M、現地15.33M/M、合計16.53M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務70日、国内整理3日
 - ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務120日、国内整理3日
 - ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務120日、国内整理3日
 - ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務150日、国内整理5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月3日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jiac.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント契約等における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/annouce/information/201402024_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針	16点
② 当該業務実施上のバックアップ体制等	4点

- (2) 業務従事者の経験・能力等

① 類似業務の経験	28点
② 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8点
③ 語学力	16点
④ その他学位、資格等	12点
⑤ 業務従事予定者によるプレゼンテーション	16点

(計100点)

類似業務	算数教育政策にかかる各種業務
対象国／類似地域	南アフリカ共和国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

南アフリカ政府は、「国家開発計画 (NDP: National Development Plan) 2030」において、高い失業率の緩和、資源依存経済からの脱却と産業多角化を中心課題に掲げ、それを可能とする人材育成の重要性を謳っている。第1次ズマ政権 (2009-2013) は「人材育成戦略 (Human Resource Development Strategy South Africa: HRDS-SA)」を発表し、教育と貧困削減をより重視した人材・職能育成を中期戦略として掲げるとともに、それまでの教育省を基礎教育省と高等教育訓練省に分割再編し、教育のアクセスと質の改善に努めてきた。しかしながら、アパルトヘイト下における黒人に対する教育 (教員養成を含む) の影響も未だに大きく、産業界が必要とする人材の育成を可能とする教育システムの具現化には、大きな課題が残っている。特に南アフリカにおける理数科教育はその質に大きな課題があると言われており、2013年に同国が実施した全国統一試験 (ANA: Annual National Assessment) の結果 (算数／数学) では、正答率が50%を超えたのは中学3年生で2%、小学校6年生で27%、小学校3年生で59%とそれぞれ非常に低い結果となっていることから、理数科に対する児童の低いパフォーマンスが確認されている。これらの結果を踏まえ、南アフリカ政府は中長期的な同国の経済発展を下支えする人材育成の基礎となる、小学校での理数科教育の強化に乗り出している。

基礎教育省 (以下「DBE」Department of Basic Education) はAction Plan to 2014: Toward the Realization of Schooling 2015”を策定し、主要政策としてカリキュラムの改訂、全国統一試験の導入、現職教員研修枠組みの策定など、同国における低い理数科教育の質の改善に努めてきたが、その実施面には大きな課題があり、具体的な方策の策定には至らなかった。

係る状況下、DBEはより効果的な算数教育政策を導入することを目的に、我が国に対して同分野における政策アドバイザーの派遣を要請し、JICAは教育政策アドバイザー (以下、「前専門家」) (2012.02-2014.01) を同省に派遣した。カウンターパートであるカリキュラム政策・モニタリング局基礎教育カリキュラム課 (以下「カリキュラム課」) は、DBE改革の中心となる新カリキュラムの策定、各州カリキュラム担当官及び指導主事へのワークショップの実施、全国の学校でのカリキュラム実施に関するモニタリングなどを担当している。前専門家はカウンターパートと共に同国低中学年の算数教育の現状を分析するとともに、活動の一環として、教員がカリキュラムを教室で実践する際の補助教材 (低学年 (日本の小学校1年～3年に相当) 教員用の文章題指導ガイドブック) を開発した。また、その導入に際しては、DBE、州指導主事、学校教員毎の教材活用に関する段階的DBE、州指導主事、学校教員なワークショップの実施と、モニタリング機能を充実させ、DBEが課題とされていた実施能力の強化を支援した。

DBEは、同活動の成果、及び、それを踏まえた前専門家からの提案を受け、開発された教材とその活用に係るワークショップ及びモニタリングを一連の流れとした実施の導入モデルを独自予算で全国500校 (計画) に展開することを決定した。また、中学年 (日本の小学校4年～6年に相当) でも同様の教材開発を進めることを計画しており、これら活動の技術的支援、及び、それに基づくカリキュラム策定に関する助言提言を目的とし、今般の専門家派遣要請となったものである。

7. 業務の範囲及び内容

本業務従事者は、南アフリカ国基礎教育省カリキュラム政策・モニタリング部基礎教育カリキュラム課をカウンターパート（以下「C/P」）とし、C/Pと共に低中学年算数カリキュラム実践に関する技術的指導・助言を行う。具体的業務は以下のとおりである。

(1) 国内準備期間（2014年9月下旬）

- ア 既存のJICA報告書、他ドナー報告書、南アフリカ国政府作成の関連報告書、国際学力調査報告書、学術論文等を分析し、「南ア」国基礎教育算数セクターの現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「基礎教育政策アドバイザー専門家」の活動）の概要を把握・分析する。
- イ JICA南アフリカ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ウ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成しJICA人間開発部に提出、報告する。併せて、南アフリカ事務所にもデータを送付する。

(2) 第1次現地派遣期間（2014年10月上旬～12月上旬）

- ア 現地業務開始時に、JICA南アフリカ事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- イ 基礎教育省関連部局や各州教育省から現行南ア算数カリキュラム導入や教師教育に関する情報収集、ヒアリングを行い、算数教育、特にカリキュラムに関する政策及びその実施状況を把握する。調査対象州はC/Pと協議の上、南アフリカ9州の中から選定することとするが、前案件支援対象州であったムプマランガ州及びクワズルナタール州を含めることを条件とする。
- ウ 基礎教育省関連部局やムプマランガ州及びクワズルナタール州教育省より、前案件で同省とJICAが作成した補助教材の活用状況、効果について現状分析を行う。C/Pが実施する州指導主事・算数教員に対するカリキュラム実践に関するワークショップ（第4学期（9月～12月上旬）を対象）に参加し、C/Pに対する技術支援・助言を行う。
- エ ウ及びエを踏まえ、中学年算数教員用補助教材の内容についてC/P機関と協議し、作成を支援する。
- オ イ～オを踏まえ、低中学年算数カリキュラム導入及びワークショップに関する課題を抽出し、C/Pとともに具体的改善内容の検討を行う。
- カ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出、報告する。
- キ JICA南アフリカ事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理期間（2014年12月中旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA人間開発部に提出、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2015年1月下旬）

第2次派遣ワークプラン案（和文・英文）を作成、人間開発部へ提出し、業務計画の確認を行う。併せて、南アフリカ事務所にもデータを送付する。

(5) 第2次現地派遣期間（2015年2月上旬～5月下旬）

- ア 現地業務開始時に、JICA南アフリカ事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- イ (2)～(4)の結果を踏まえ、特に、基礎教育省C/Pの教育現場におけるモニタリング・評価機能強化の支援に重点を置きつつ、低中学年算数カリキュラム実践ワークショ

ップの実施（第1学期（1月～3月）・第2学期（4月～6月）を想定）に関する技術的支援・提案を行う。

ウ 低学年算数教員用補助教材の実践に関するパイロット校を選定し、同教材の詳細な効果の把握（インパクト評価調査を想定。以下「調査」）を行う。本「調査」実施に際しては、南アフリカ事務所が備上するローカルコンサルタントの活用を想定する。なお、パイロット校の場所・校数については、C/P及びJICA南アフリカ事務所と協議の上、決定する。

エ 中学年算数教員用補助教材の開発に関する指導・助言を行う。

(6) 第2次国内整理期間（2015年6月上旬）

第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA人間開発部に提出、報告する。

(7) 第3次国内準備期間（2015年7月下旬）

第3次派遣ワークプラン案（和文・英文）を作成、人間開発部へ提出し、業務計画の確認を行う。併せて、南アフリカ事務所にもデータを送付する。

(8) 第3次現地派遣期間（2015年8月上旬～11月下旬）

ア 現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

イ（第2次現地派遣期間からの継続）

基礎教育省C/Pの教育現場におけるモニタリング・評価機能強化の支援に重点を置きつつ、低中学年算数カリキュラム実践ワークショップの実施に関する技術的支援・提案を行う。

ウ（第2次現地派遣期間からの継続）

「(5)ウ」にて決定したパイロット校を対象に行う「調査」を実施し、開発された教員補助教材の効果を検証する（最終的な検証結果は最終派遣終了時まで確定することとする）。

エ（第2次現地派遣期間からの継続）

中学年算数教員用補助教材の開発に関する指導・助言を行い、内容を確定させる。

(9) 第3次国内整理期間（2015年12月上旬）

第3次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA人間開発部に提出、報告する。

(10) 第4次国内準備期間（2016年3月上旬）

第4次派遣ワークプラン案（和文・英文）を作成、人間開発部へ提出し、業務計画の確認を行う。併せて、南アフリカ事務所にもデータを送付する。

(11) 第4次現地派遣期間（2016年3月中旬～8月上旬）

ア 現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

イ（第2次現地派遣期間からの継続）

基礎教育省C/Pの教育現場におけるモニタリング・評価機能強化の支援に重点を置きつつ、低中学年算数カリキュラム実践ワークショップの実施（第1学期（1月～3月）・第2学期（4月～6月）・第3学期（7月～9月を想定）に関する技術的支援・提案を行う。

ウ（第2次現地派遣期間からの継続）

「(5)ウ」にて決定したパイロット校を対象に行う「調査」を実施し、開発された教員補助教材の効果を検証する。

エ (第2次現地派遣期間からの継続)

中学年算数教員用補助教材の開発に関する指導・助言を行い、内容を確定させる。

オ 基礎教育省及び州教育省を対象としたワークショップを行い、「調査」結果、開発された低中学年算数教員用補助教材の使用法、派遣期間を通じて確認された算数カリキュラム政策・実践に関する成果等について共有する。

カ ワークショップの結果を踏まえ、教材の更なる普及や普及に際する基礎教育省・州教育省の着実な実施（モニタリング・評価を含む）に向けて必要と考えられる施策に関する政策的助言を行う。

キ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関に提出・報告する。

ク JICA南アフリカ事務所に業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(12) 第4次国内整理期間（2016年8月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA人間開発部に提出、報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) ワークプラン（全体及び各派遣時）

英文3部（JICA人間開発部、JICA南アフリカ事務所、C/P機関へ各1部）

和文2部（JICA人間開発部、JICA南アフリカ事務所へ各1部）

(2) 現地業務結果報告書（各派遣時及び派遣終了時）

英文3部（JICA人間開発部、JICA南アフリカ共和国事務所、C/P機関へ各1部）

なお、第4次派遣終了時における報告書については、以下の点を盛り込むこととし、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の成果・達成状況
- 3) 業務実施上の課題とその対処方法・結果
- 4) 業務実施上での残された課題
- 5) 南ア教育省算数カリキュラム政策に際する提言

(3) 専門家業務完了報告書（最終報告書）（派遣終了時）

和文2部（JICA人間開発部、JICA南アフリカ事務所へ各1部）

記載項目は以下のとおりとし、「中学年用教員補助指導教材」を添付資料とする。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の成果・達成状況
- 3) 業務実施上の課題とその対処方法・結果
- 4) 業務実施上での残された課題
- 5) 南ア教育省算数カリキュラム政策に際する提言

また、現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA南アフリカ事務所に提出する。

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意事項

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、東京⇒ドバイ⇒東京を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の一般業務費については、JICA南アフリカ共和国事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - ・ 通信運搬費（インターネット通信や業務用携帯電話通信等）
 - ・ 旅費・交通費（業務従事者がプレトリアからハウテン州以外の州へ出張する際の諸経費）
 - ・ その他臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - 1) 現地業務日程
上記派遣期間に応じてコンサルタントが提案してください。但し、第1次派遣期間については、12月上旬より学校が休校となること、また、C/P機関を含む南アフリカ政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、派遣期間は10月上旬から12月上旬の間で提案してください。
 - 2) 現地での業務体制
本業務にかかる調査団は本コンサルタントのみです。
 - 3) 便宜供与内容
 - ① 空港送迎
第1次現地派遣の到着時のみ、便宜供与あり
 - ② 宿舎手配
第1次現地派遣の到着時のみ、便宜供与あり
 - ③ 車輜借上
なし
 - ④ 通訳備上
なし
 - ⑤ 現地日程のアレンジ
第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
 - ⑥ 執務スペースの提供
基礎教育省にて提供（ネット環境有）
- (2) 参考資料
 - ① 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部基礎教育グループ（TEL：03-5226-8312）にて閲覧可能です。

- 算数教育政策アドバイザー専門家業務完了報告書
 - 低学年算数教員指導補助教材
- (2) 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
- プロジェクト基本情報(ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>国別検索>分野課題別一覧>プロジェクト基本情報)
- (3) プレゼンテーションの実施
評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。
- ① 実施時期：9月5日(金)(予定)
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
 - ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
 - ③ 実施方法：
 - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
 - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。
- (4) その他
- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
 - 2) 教育分野(特に算数教育)に係る教育行政、カリキュラム、教育評価、教員養成等に関する知識および経験(日本、他国の事例)を有することが求められます。
 - 3) 南アフリカ国内での業務においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICA南アフリカ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
 - 4) 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。